【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年10月16日

【会社名】 株式会社大光銀行

【英訳名】 THE TAIKO BANK, LTD. 取締役頭取 古出 哲彦 【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 新潟県長岡市大手通一丁目5番地6

【電話番号】 (0258) 36-4111(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 長野 勉

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区西池袋三丁目28番13号

株式会社大光銀行 総合企画部・東京事務所

【電話番号】 (03)3984-3824(代表)

総合企画部・東京事務所長 梶山 敏男 【事務連絡者氏名】

社債

【届出の対象とした募集有価証券の種類】

【届出の対象とした募集金額】 一般募集 3,000百万円 【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大光銀行 東京支店

(東京都豊島区西池袋三丁目28番13号)

株式会社大光銀行 川口支店

(埼玉県川口市本町三丁目6番22号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	株式会社大光銀行第2回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の	金3,000百万円
総額(円)	
各社債の金額(円)	金100万円
発行価額の総額(円)	金3,000百万円
発行価格 (円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	1.平成24年11月6日の翌日から平成29年11月6日まで
	未定(年1.00%~1.60%を仮条件とする。)(注)15
	2.平成29年11月6日の翌日以降
	別記「利息支払の方法」欄第2項の規定に基づき定められるロンドン銀行間市場に
	おける6ヶ月ユーロ円ライボーに(未定)%(2.15%~2.75%を仮条件とする。)
	を加算したものとする。(注)15
利払日	毎年5月6日および11月6日
利息支払の方法	1.利息支払の方法および期限
	(1)本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日(ただし、期限前償還される場合に
	ついては期限前償還期日(別記「償還の方法」欄第2項第(3)号に定義する。以下
	同じ。)。) までこれを付し、 平成25年 5 月 6 日を第 1 回の利息の支払期日として
	その日までの分を支払い、その後毎年 5 月 6 日および11月 6 日の 2 回を利息の支
	払期日として各その日までの前半か年分を支払う。 ただし、 平成34年 5 月 6 日の翌
	日から償還期日までの利息は一括して償還期日に支払う。半か年に満たない利息
	を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。
	(2) 利息を支払うべき日が東京における銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業
	日にこれを繰り上げる。
	(3) 平成29年11月6日の翌日以降の本社債の利息を計算するときは、各社債権者が各
	口座管理機関(別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程に定める口座管理
	機関をいう。)に保有する各社債の金額の総額に、別記「利率」欄第2項の規定に
	基づき決定される利率に本欄第2項第(1)号で定義する当該利息計算期間の実日
	数を分子とし360を分母とする分数を乗じて得られる値(小数点以下第13位未満
	の端数が生じた場合は切り捨てる。)を乗じることによりこれを計算し、円位未満
	の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。
	(4) 償還期日後(ただし、期限前償還される場合については期限前償還期日後。)は本
	社債には利息を付さない。
	(5)本社債の利息の支払については、本項のほか別記「(注)4.劣後特約」に定め
	る劣後特約に従う。

2 . 各利息計算期間の適用利率の決定

- (1) 別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される本社債の利率は、当該利息の支払期日の直前の利息の支払期日の翌日から当該利息の支払期日までの各期間(ただし、平成34年5月6日の翌日以降については平成34年5月6日の翌日から償還期日までの期間。)を利息計算期間とし、各利息計算期間の開始直前の利息の支払期日の2日前(ロンドンにおける銀行休業日はこれに算入しない。以下「利率基準日」という。)のロンドン時間午前11時現在のロイター3750頁(円預金の英国銀行協会利息決済レートを表示するロイターの3750頁またはその承継頁をいい、以下「ロイター3750頁」という。)に表示されるロンドン銀行間市場における円の6ヶ月預金のオファード・レート(以下「6ヶ月ユーロ円ライボー」という。)に(未定)%(2.15%~2.75%を仮条件とする。)を加算したものとし、各利率基準日の翌日(東京における銀行休業日にあたるときは、その翌日。以下「利率決定日」という。)に当行が決定する。(注)15
- (2) 利率基準日に、6ヶ月ユーロ円ライボーがロイター3750頁に表示されない場合もしくはロイター3750頁が利用不能となった場合には、当行は利率決定日にすべての利率照会銀行(ロンドン銀行間市場における主要銀行であって当行が指定する銀行4行をいい、以下「利率照会銀行」という。)の東京の主たる店舗に対し、利率基準日のロンドン時間午前11時現在の6ヶ月ユーロ円ライボーの提示を求め、その平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。)を当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーとする。
- (3) 本項第(2)号の場合で、当行に6ヶ月ユーロ円ライボーを提示した利率照会銀行が 2行以上ではあるがすべてではない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月 ユーロ円ライボーは、当該利率照会銀行の6ヶ月ユーロ円ライボーの平均値(算 術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。)とする。
- (4) 本項第(2)号の場合で、当行に6ヶ月ユーロ円ライボーを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当行は当行が指定する東京における主要銀行4行に対し、利率決定日の日本時間午前11時現在の期間6ヶ月の対銀行円建貸出金利の提示を求め、その平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。)を当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーとする。ただし、当該銀行のいずれかがかかる貸出金利を提示しなかった場合には、当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーは、当該利率基準日が属する利息計算期間に使用された6ヶ月ユーロ円ライボーと同率とする。
- (5) 当行および社債管理者は、各利息計算期間の開始日から5日以内(利息計算期間の開始日を含み、東京における銀行休業日はこれに算入しない。)に、上記により決定された本社債の利率を各本店において、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
- 3.利息の支払場所 別記「(注)13.元利金の支払」記載のとおり。

償還期限

平成34年11月7日

償還の方法

1. 償還価額

各社債の金額100円につき金100円

- 2. 償還の方法および期限
 - (1) 本社債の元金は、平成34年11月7日(以下「償還期日」という。)にその総額を償還する。
 - (2) 本社債の元金は、その全部を金融庁の承認を得た上で、平成29年11月6日以降に到来するいずれかの利息の支払期日に、各社債の金額100円につき金100円の割合で期限前償還することができる。

	「期限前償還期日」という。)より前の25日以上60日以内に必要な事項を別記
	「(注)5、公告の方法」に定める方法により社債権者に通知する。
	(4) 本社債を償還すべき日が東京における銀行休業日にあたるときは、その前銀行営
	*日にこれを繰り上げる。
	(5) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、金融庁の承認を得た上で、法令または
	別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に別
	金定められる場合を除き、これを行うことができる。
	(6)本社債の償還については、本項のほか別記「(注)4.劣後特約」に定める劣後
	特約に従う。
	3.償還元金の支払場所
	別記「(注)13.元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。
1.50m36m (13)	台社頃の並納100円にフさ並100円とし、払込期口に払込並に振音だ当する。
11 The Harles (13)	申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	
	申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	申込証拠金には利息をつけない。 平成24年10月25日から平成24年11月5日
申込期間申込取扱場所	申込証拠金には利息をつけない。 平成24年10月25日から平成24年11月5日 別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
申込期間 申込取扱場所 払込期日	申込証拠金には利息をつけない。 平成24年10月25日から平成24年11月5日 別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店 平成24年11月6日
申込期間 申込取扱場所 払込期日	申込証拠金には利息をつけない。 平成24年10月25日から平成24年11月5日 別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店 平成24年11月6日 株式会社証券保管振替機構
申込期間 申込取扱場所 払込期日 振替機関	申込証拠金には利息をつけない。 平成24年10月25日から平成24年11月5日 別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店 平成24年11月6日 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付

本社債について、当行は株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)からA-(シングルAマイナス)の信用格付を平成24年10月24日に取得する予定である。

(3) 本社債を期限前償還しようとする場合、当行は期限前償還しようとする日(以下

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すもので ある

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ (http://www.jcr.co.jp/)の「格付情報」の「当月格付」(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。 その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR:電話番号 03-3544-7013

2 . 振替社債

- (1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。
- (2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

3.期限の利益喪失に関する特約

本社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていない。

4. 劣後特約

(1) 本社債の償還および利息の支払は、当行につき破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定があり、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの。)に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権および本号 乃至 と実質的に同じまたはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号 を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められるすべての配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。

会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当行について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権および本号 乃至 と実質的に同じまたはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号 を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当行について再生手続開始の決定がなされた場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定の確定、再生手続開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときは、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、再生手続開始決定時に遡って従前の効力に復する。

(停止条件)

当行について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権および本号 乃至 と実質的に同じまたはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号 を除き本号と同一の条件を付された債権は、本号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

日本法以外による倒産手続の場合

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において本号 乃至 に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本 号 乃至 に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上かかる条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当行に対し、本社債および本(注)4.第(1)号 乃至 と実質的に同じまたはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)4.第(1)号 を除き本(注)4.第(1)号と実質的に同じ条件を付された債権は、本(注)4.第(1)号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く債権を有するすべての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払の禁止

本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本(注)4.第(1)号 乃至 に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者は

その受領した元利金をただちに当行に返還する。

(4) 相殺禁止

当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定の確定、再生手続開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときを除く。)、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、本(注)4.第(1)号 乃至 にそれぞれ規定されている条件が成就しない限りは、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5)本(注)4.第(1)号の規定により、当行について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

5. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当行の定款所定の電子公告の方法(ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当行の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。)または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

6. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当行は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算および剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当行が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当行は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書およびその添付書類の写しを当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内(第2四半期の場合のみ60日以内)に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書および金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また当行が臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。
- (3) 当行が、金融商品取引法第27条の30の3に基づき有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書ならびに訂正報告書等(添付書類を含み、以下「報告書等」という。)の電子開示手続を行う場合は、これら報告書等を財務局長等に提出した旨の社債管理者への通知をもって社債管理者への報告書等の提出に代えることができる。

7. 社債管理者への通知

(1) 当行は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。

当行の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。

事業の全部または重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。

資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転(いずれも会社法において 定義され、または定められるものをいう。)をしようとするとき。

(2) 当行は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたときならびに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。

- 8. 社債管理者の請求による調査権限
 - (1) 社債管理者は、社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めたときは、当行ならびに当行の連結子会社および持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
 - (2) 前号の場合で社債管理者が当行の連結子会社および持分法適用会社の調査を行うときは、当行は、これに協力する。
- 9.債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

- 10. 社債管理者の辞任
 - (1) 社債管理者は、以下に定める場合その他の正当な事由がある場合には、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

社債管理者と本社債の社債権者との間で利益が相反するまたは利益が相反するおそれがある場合 社債管理者が、社債管理者としての業務の全部または重要な業務の一部を休止または廃止しようとする場合

- (2)前号の場合には、当行ならびに辞任および承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければならない。
- 11. 社債要項の公示

当行は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

- 12. 社債権者集会に関する事項
 - (1)本社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の 社債」という。)の社債権者により組織され、当行または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の 日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
 - (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
 - (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当行が有する本種類の社債の金額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債管理者に対して本種類の社債に関する社債等振替法第86条第1項および第3項に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当行または社債管理者に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
- 13.元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則に従って支払われる。

14. 発行代理人および支払代理人

株式会社みずほコーポレート銀行

15. 利率等については、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成24年10月24日に決定する予定である。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,500	1 . 引受人は本社債の全額に つき共同して買取引受を 行う。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,500	2 . 本社債の引受手数料は各 社債の金額100円につき 金50銭とする。
計	-	3,000	-

(注) 引受人、引受金額および引受けの条件については、上記のとおり内定しておりますが、平成24年10月24日に買取引受契約を調印する予定であります。

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件	
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	1.社債管理者は、本社債の管理を受託する。 2.本社債の管理手数料については、社債管理者に、期中において年間各社債の金額100円につき金2銭を支払うこととしている。ただし、本社債の格付の変更により、社債管理手数料率は期中において見直しが行われることがある。	

(注) 社債管理者および委託の条件については、上記のとおり内定しておりますが、平成24年10月24日に社債管理委託契約を 調印する予定であります。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
3,000	41	2,959

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額2,959百万円は、平成24年11月13日に期限前償還を実施する予定の第1回期限前償還条項付無担保社債の償還資金の一部に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に社債発行届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当行のロゴマーク 🦳 大光銀行を記載します。
- ・表紙に本社債の愛称「たいこうツインスマイルボンド」を記載します。
- ・表紙の裏面に以下の内容を記載いたします。

「投資に際してのご留意事項]

本社債に投資するにあたって投資家が特に留意すべきと思われる要因については、以下のとおりであります。ただし、以下に記載されるリスク要因は本社債に関するすべてのリスクを完全に網羅するものではありません。

本社債は、預金ではありません。

信用リスク

本社債は無担保の債務であり、当行が倒産等の事態に陥った場合、本社債に関する支払の一部または全部が行われない可能性があります。

劣後リスク

本社債は劣後特約付社債であり、以下に示す事由(劣後事由)発生時以降は当行の一般債務が全額弁済されるまで本 社債の元利金支払は行われません。

(劣後事由)

- 日本の裁判所による当行の破産手続開始
- 日本の裁判所による当行の会社更生手続開始
- 日本の裁判所による当行の民事再生手続開始
- 日本以外の法域で適用のある法に基づく、当行の上記 乃至 に相当する破産、会社更生、民事再生、その他同種 の手続開始

価格変動リスク

本社債の価格は当行の経営・財務・キャッシュ・フローの状況の変化およびそれらに関する外部評価や市場金利等の変動、流通市場の需給状況等により変動し、償還期日の前に中途換金した場合、その売却価格は当初の投資元本を割り込むことがあります。

再投資リスク

本社債が金融庁の承認を得たうえで平成29年11月6日以降に到来するいずれかの利息の支払期日に期限前償還される場合、各社債の金額100円につき金100円の割合で償還されます。かかる期限前償還された金額をその時点で一般実勢レートで再投資した場合に、投資家はかかる期限前償還がなされない場合に得られる本社債の利金と同等の利回りが得られない可能性(再投資リスク)があります。

流動性リスク

本社債の活発な流通市場は確立されていません。従って、中途換金は困難となることがあります。仮に本社債を償還期日までに売却することができたとしてもその売却価格は、金利水準や当行の信用度等の要因により、当初の投資元本を著しく下回る可能性があります。また、本社債は劣後債務であることから、関連法令により買入消却を行うことができるのは、当行の任意によるものであり、かつ一定の条件を満たした場合のみに限定されています。従って、当行は社債権者からの申し出による中途換金を目的とした本社債の買入消却は行いません。

課税上の取扱い

本社債の課税上の取扱いは、現行税制上以下のとおりと考えられますが、将来において、本社債について課税上の取扱いが変更される可能性があります。また、取扱いの詳細につきましては、税理士等の専門家にご相談頂き、ご自身でご判断頂きますようお願い申し上げます。

社債の利息は現行税制の定めるところにより、利子として課税されます。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利息は、20.315%(15.315%の国税と5%の地方税)の源泉所得税が課されます。居住者においては、当該源泉所得税の徴収により課税関係は終了します。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、法人税および地方税の課税対象となります。ただし、当該法人は上記源泉所得税額を一定の制限のもとで、法人税および地方税から控除することができます。

本社債の償還価額が本社債の取得価額を越える場合の償還差益は、日本国の居住者の場合、雑所得として取扱われ、総合課税の対象になります。内国法人の場合は、当該償還差益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となります。本社債の償還価額が本社債の取得価額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合は所得税法上はないものとみなされます。内国法人の場合は、当該償還差損は損金の額として法人税および地方税の課税

所得の計算に算入されます。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書および四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成24年10月16日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成24年10月16日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成24年10月16日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成24年6月29日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成24年6月26日開催の当行第110回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成24年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額 1 株につき金 2 円50銭 総額249,052,387円

口 効力発生日

平成24年6月27日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、古出哲彦、吉田忠夫、岩﨑道雄、佐藤盤、田沢公英、小出友吉、田村郁朗、石田幸雄、平賀初夫 及び村山博幸を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、内藤右一、中村勝義及び吉井清一を選任する。

第4号議案 役員賞与支給の件

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	77,262	54	0	(注)1	可決 (97.93%)
第2号議案				(注)2	
古出 哲彦	76,550	766	0		可決 (97.02%)
吉田 忠夫	76,626	690	0		可決 (97.12%)
岩﨑 道雄	76,626	690	0		可決 (97.12%)
佐藤 盤	76,626	690	0		可決 (97.12%)
田沢 公英	76,626	690	0		可決(97.12%)
小出 友吉	76,626	690	0		可決 (97.12%)
田村 郁朗	76,626	690	0		可決(97.12%)
石田 幸雄	76,626	690	0		可決 (97.12%)
平賀 初夫	76,622	694	0		可決(97.12%)
村山 博幸	76,622	694	0		可決 (97.12%)
第3号議案				(注)2	
内藤 右一	77,295	21	0		可決 (97.97%)
中村 勝義	77,292	24	0		可決(97.96%)
吉井 清一	77,293	23	0		可決 (97.97%)
第4号議案	76,276	1,040	0	(注)1	可決 (96.68%)
第5号議案	61,616	15,700	0	(注)1	可決 (78.10%)

- (注)1.出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
 - (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自 平成23年4月1日	平成24年6月26日
	(第110期)	至 平成24年3月31日	関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度	自 平成24年4月1日	平成24年8月14日
	(第111期第1四半期)	至 平成24年6月30日	関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月7日

囙

株式会社大光銀行 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 **岸野 勝**業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 杉田 昌則 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 若松 大輔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大光銀行及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. 四半期連結財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月11日

株式会社大光銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸野 勝	ED
化宁左阳惠红牡品			
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉田 昌則	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若松 大輔	印

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大光銀行及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社大光銀行の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社大光銀行が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2.連結財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

777	成24年	_			
**	DV./44	n	н	ш	П

株式会社大光銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸野 勝 印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉田 昌則 印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若松 大輔 印	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第110期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大 光銀行の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において 適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。